

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 138 条の 2 第 1 項では、日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の 2 分の 1 以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、郵便保険会社が、法第 138 条第 1 項本文に規定する保険の引受け、同条第 2 項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第 3 項に規定する業務を行おうとするときは、その内容を定めて内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならぬ旨が規定されています。

本件は、当該規定を踏まえ、以下のとおり郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号）及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省令第 3 号）を改正するものです。

- (1) 法第 137 条では、郵便保険会社が、被保険者一人につき、引受けを行うことのできる保険の保険契約に係る保険金額等の額（以下「限度額」という。）等が定められており、郵政民営化法施行令でその限度額の対象となる保険の種類の意味が定められています。この保険の種類の意味について、上記の保険の引受けに係る届出をした保険を規定するため、郵政民営化法施行令の一部を改正するものです。
- (2) 法第 138 条の 2 第 1 項後段の規定による届出の手続を規定するため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正するものです。

### 3 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄、金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/>) の「報道発表資料」欄及び「パブリックコメント」欄並びに総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄及び「パブリックコメント」欄に掲載するほか、金融庁企画市場局総務課保険企画室、総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課において供覧又は配布することとします。

### 4 意見の提出方法

金融庁又は総務省のいずれかに対し、下記の要領で提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入して下さい。

(1) 金融庁に提出する場合

次のいずれかの方法により、意見書（別紙様式による。）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

① 郵送する場合

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
金融庁企画市場局総務課保険企画室 あて

② FAXを利用する場合

金融庁企画市場局総務課保険企画室 あて  
TEL：03-3506-6000（内線：3573）  
FAX：03-3506-6244

※担当に電話連絡後、送付してください。

(2) 総務省に提出する場合

次のいずれかの方法により、意見書（別紙様式による。）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

① 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館  
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 あて

② FAXを利用する場合

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 あて  
TEL：03-5253-5985  
FAX：03-5253-5991

※担当に電話連絡後、送付してください。

(3) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

(4) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：chokinhokenka\_comment\_atmark\_soumu.go.jp

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(3)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

**5 意見提出期間**

令和3年9月2日（木）から10月1日（金）（必着）まで

**6 留意事項**

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、両省庁で共有し、電子政府の総合窓口[e-Gov]、金融庁ウェブサイト及び総務省ウェブサイトに掲載します。提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがあります。なお、提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を金融庁企画市場局総務課保険企画室及び総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見に付記された電話番号等の情報は、意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合に利用します。
- ・ 意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、意見の内容とともに開示させていただくことがありますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である政令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承

ください。

- ・ 開示等の請求があった場合には、開示に当たり、意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただきますことがあります。

## 意見書

令和 年 月 日

金融庁企画市場局総務課

保険企画室 あて

又は

総務省情報流通行政局郵政行政部

貯金保険課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令(案)に関する意見募集」に関し、以下のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。